

船舶事故調査報告書

平成23年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲 也
委員 石川 敏 行
委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年1月28日 13時40分ごろ
発生場所	長崎県平戸市大 ^{おおぼえ} 碇鼻北西方沖 大碇鼻灯台から真方位339° 13.6海里（M）付近 （概位 北緯33° 39.1′ 東経129° 19.2′）
事故調査の経過	平成23年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{たいよう} 太陽丸、19.0トン TT2-1786（漁船登録番号）、個人所有 18.90m（Lr）×3.92m×1.93m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成元年6月 B 漁船 ^{いってつ} 一哲丸、7.9トン NS2-23340（漁船登録番号）、個人所有 14.80m（Lr）×2.95m×1.07m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成元年2月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和63年5月20日 免許証交付日 平成20年4月10日 （平成25年5月19日まで有効） B 船長B 男性 35歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年7月25日 免許証交付日 平成22年8月25日 （平成27年8月24日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 3人（船長Bが頭部及び右肩打撲傷、甲板員B1が右肩及び腰部打撲傷並びに甲板員B2が腰部打撲傷を負った。）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船首部破損、右舷船首部の網揚げ用ローラー取付部曲損、操舵室右舷側損壊、操舵室後部のオーニング柱曲損
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、大碇鼻北西方沖を約7.0ノットの対地速力で自動操舵により漁場に向けて南西進中、船長Aが、平成23年

	<p>1月28日13時30分ごろ、6Mレンジとしたレーダーで船首方や右約1M付近に船舶（以下「C船」という。）を探知し、目視により操業中の漁船であることを確認したが、C船の付近には他の漁船などを認めなかった。</p> <p>船長Aは、前方にはC船のほかには船舶はいないものと思い、操舵室後部にある小型テレビを見ながら南西進中、13時40分ごろ、大湊鼻灯台から真方位339° 13.6M付近において、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝撃を受けてB船との衝突に気づき、また、右舷側約150mのところC船が揚網しているのを視認した。</p> <p>B船は、船長B、甲板員B1及び甲板員B2の3人が乗り組み、大湊鼻北西方沖の漁場に到着し、28日09時ごろから刺し網漁の操業を始め、前日、数箇所施網した刺し網を揚網して魚を外したのち、再び投網する作業を繰り返した。</p> <p>B船は、衝突の約1時間前から揚網を行い、揚網を終えて船首を北に向けて漂泊し、船長B及び甲板員2人が、船尾甲板で魚を外したのち、次の投網準備のために漁網の整理を始めた。</p> <p>船長Bは、周囲を見たとき他船がいなかったため、接近する船舶はいないものと思い、漁網の整理を続けていたところ、A船と衝突した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波 ほとんどなし、潮流 ほとんどなし</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、いか一本釣り漁船であり、28日12時ごろ長崎県壱岐市郷ノ浦漁場を出港して漁場に向かっていた。</p> <p>B船は、平戸市田助漁港を出港し、28日09時ごろ大湊鼻北西方沖の漁場に到着して操業を始めた。</p> <p>船長Bは、B船の前方（北方）500m付近に漁船1隻（C船）を視認していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり なし なし</p> <p>A船は、大湊鼻北西方沖を南西進中、船長Aが、前方にはC船しかいないものと思い込み、操舵室後部にあるテレビを見て前方の見張りを行っていなかったことから、漂泊中のB船に気づかず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大湊鼻北西方沖で漂泊中、船長Bが、B船に接近する船舶はいないものと思い込み、船尾甲板で投網準備をしていて周囲の見張りを行ってなかったことから、A船がB船に向けて接近していることに気づかず投網準備を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、大湊鼻北西方沖において、A船が南西進中、B船が漂泊中、両船が見張りを行ってなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ レーダーで他船を確認する場合は、長距離レンジと短距離レンジを切り換えて使用し、早期に他船を探知できるようにすること。
----	--